

いきいきピアノ会会則

(名称)

1. 本会はいきいきピアノ会と称する。

(目的)

2. 本会は、音楽を通して生きがいの創造や健康の増進とともに、地域との交流を深めることを目的とする。

(活動)

3. 2に沿って、次の活動を行う。

① 月2回集まり、ピアノやキーボードの練習、音楽について幅広く学ぶこと、歌うこと、脳トレ等行う。

② グループで合奏することにより、グループ内での親睦を深める。

③ 発表の機会を設け、親睦を深める。

④ ボランティアコンサートを行う。(希望者)

(会員)

4. 本会の会員は、2の目的に賛同するものをもって構成する。

杉並区民区外を問わない。

(会の開催)

5. 本会は、原則として月2回活動する。

(会費)

6. 会費は月3000円とする。

(会場)

7. 本会の活動は、原則として和田区民集会所にて行う。

住所 杉並区和田2丁目31番21号

(入会と退会)

8. 本会に入会、退会を希望する場合は、その旨を会長に書面で届出、受理された日から会員となり、また会員でなくなる。

(役員)

9. 本会に次の役員を置き、役員任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

① 会長1名

② 副会長若干名

③ 会計若干名

(総会)

10. 総会は、約委員会とし、会長がこれを召集する。

(委任)

11. 本会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

(変更)

12. 本会則は総会において、出席者の三分の二以上の承認がなければ変更できない。

附則

本会則は、平成29年4月1日から施行する。